

草津市開発行為の手続および基準等に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第1条～第9条 (略) (法第34条第11号の条例で指定する土地の区域)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる土地の区域は法第34条第11号で規定する条例で指定する土地の区域から除外する。 (1) 政令第29条の9各号に掲げる土地の区域 (2)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第11条～第12条 (略) (法第34条第12号の条例で定める開発行為)</p> <p>第13条 法第34条第12号に規定する条例で区域、目的または予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、<u>政令第29条の9各号に掲げる土地の区域を含まない土地の区域における別表第5に掲げる開発行為とする。</u></p> <p>第14条～第33条 (略)</p> <p>別表第1～別表第5 (略)</p> <p><u>付 則</u> (施行期日)</p> <p>1 <u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u> (経過措置)</p> <p>2 <u>改正後の草津市開発行為の手続および基準等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に提出された事前審査申請書に係る開発行為について適用し、同日前に提出された事前審査申請書に係る開発行為については、なお従前の例による。</u></p>	<p>第1条～第9条 (略) (法第34条第11号の条例で指定する土地の区域)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる土地の区域は法第34条第11号で規定する条例で指定する土地の区域から除外する。 (1) <u>政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域</u> (2)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第11条～第12条 (略) (法第34条第12号の条例で定める開発行為)</p> <p>第13条 法第34条第12号に規定する条例で区域、目的または予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、<u>政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まない土地の区域における別表第5に掲げる開発行為とする。</u></p> <p>第14条～第33条 (略)</p> <p>別表第1～別表第5 (略)</p>